

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 31 年 3 月 19 日
開会時刻	午後 1 時 30 分
閉会時刻	午後 2 時 30 分
出席委員名	◎北村勝 ○吉井詩子 井村貴志 鈴木豊司 岡田善行 吉岡勝裕 品川幸久 西山則夫 中山裕司 議長
欠席委員名	—
署名者	井村貴志 鈴木豊司
担当書記	山口徹
審査案件	議案第 11 号 平成 30 年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号） （総務政策委員会関係分） 議案第 21 号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について 議案第 22 号 伊勢市行政組織条例の一部改正について 議案第 25 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について 議案第 32 号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について 議案第 33 号 志摩市との定住自立圏形成協定の変更について 議案第 34 号 度会町との定住自立圏形成協定の変更について 議案第 35 号 大紀町との定住自立圏形成協定の変更について 議案第 36 号 南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について 平成 31 年請願第 1 号 核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める 請願 核兵器禁止条例での条約への日本政府の署名と批准 を求める意見書案 行政視察について
参考人	山口詔利
説明員	総務部長、総務部参事、総務課長、課税課長、職員課副参事 情報戦略局長、情報戦略局参事 環境生活部長、環境生活部参事、環境課長 都市整備部長、都市整備部参事、交通政策課長 上下水道部長、上下水道部次長、上下水道総務課長 教育長、事務部長、社会教育課長、スポーツ課長 小俣総合支所長 その他関係参与

審査経過

北村委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に井村委員、鈴木委員を指名した。

その後、直ちに議事に入り、去る3月5日の本会議において審査付託を受けた「議案第11号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）（総務政策委員会関係分）」外9件を審査し、すべての議案について全会一致で原案どおり可決すべし及び採択すべしと決定した。次に、本会議で請願が採択された場合の意見書案について協議し、委員長提案のとおり決定した。委員会委員長報告文の作成は、正副委員長に一任することで決定した。

また、付託案件の審査終了後、「行政視察について」を審査し委員長提案のとおりとし、議長へ継続審査の申し出をすることを決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は次のとおり。

開会 午後1時30分

◎北村勝委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において、井村委員、鈴木委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る2月25日、及び3月4日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました10件、及び「行政視察について」の合わせて11件であります。

案件名については、審査案件一覧のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【平成31年請願第1号 核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める請願】

◎北村勝委員長

それでは、審議の都合上、最初に「平成31年請願第1号 核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める請願」を御審査願います。

本日は参考人として、請願第1号の提出者、山口詔利さんの御出席をいただいております。

委員会を代表いたしまして、請願提出者に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しいところではございますが、御出席いただきまして、誠にありがとう

ございます。委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げますとともに、請願趣旨の御説明と質疑対応について、よろしくお願ひしたいと思います。

請願の審査については、最初に請願提出者から5分以内で、請願趣旨の説明をいただいたあと、委員の皆さま方から請願提出者に対して、質疑を行うこととしております。

それでは、請願提出者の山口さんから請願第1号についての御説明をお願いいたします。

●山口詔利参考人（請願提出者）

ただいま御紹介を賜りました三重県原爆被災者の会の会長の山口と申します。

日頃より、原爆被災者の援護につきまして、多大な御配慮を賜っておりますこと、心からお礼申し上げます。

また、本日はお忙しい中、貴重なお時間を割いていただきまして、このような場を設けていただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

一昨年7月、国連での条約交渉会議におきまして、核兵器禁止条約が採択されました。核兵器保有大国が反対する中、被爆者が原爆の悲惨さを世界の世論に訴え、小さな国が力を合わせることで、圧倒的多数の賛同を得て、採択されました。小さな力でも集まれば、大きな成果を挙げることができる、そのことを核兵器禁止条約の採択は示していると思います。

現在70カ国が署名、21カ国が批准しておりますが、私たち被爆者は一日も早い条約の発効を願ってやみません。

しかしながら、日本政府はこの条約に反対を表明しております。

今こそ、日本は唯一の戦争被爆国として、地球上の核兵器廃絶に向けて、指導的な役割を果たすべきです。そのために私たち被爆者は、日本政府に対し、核兵器禁止条約への署名・批准を強く求めます。

県内においては、三重県議会が昨年3月、全国で3番目にこの意見書を批准していただいております。あと、菰野町議会、亀山市議会、紀北町議会が採択していただいております。

県内の原爆被爆者の平均年齢は、84歳を超えました。私たちにはもう時間がないのです。一日も早い、核のない世界を目指し、未来の子どもたちに引き継ぎたい。その思いで原爆被害の実証と普及活動に努めてまいりました。

この願ひは被爆者のみならず、国民的意義があることを御理解いただき、ぜひ貴議会が核兵器禁止条約の署名・批准を求める決議を採択され、政府、内閣総理大臣、外務大臣及び国会衆参両院議長へ、その意見書を御提出くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

◎北村勝委員長

どうもありがとうございました。ただいま、請願提出者から御説明いただきましたが、委員の皆さま方から請願提出者にお聞きしたいことはございませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

それでは、失礼いたします。先ほどは、この請願に対して説明をしていただきまして、山口様、本当にありがとうございました。気持ちは、本当によく伝わってまいりました。私も、ある程度のところは、理解をしたいと思えますし、内容につきましては、賛同もしていきたいというふうには思っております。

そこで一つお聞かせをいただきたいと思えますけども、この請願の文章によりますと、一番下の4行のところで、読ませていただきますと、政府に対して核兵器禁止条約への署名・批准を求める決議を採択して、そして意見書を提出してくれということでありますけども、ほぼ1年前、県議会のほうが、これについての意見書を国のほうへ提出をされておりますけども、その時に直接、この決議をということよりも、もう少しやわらかいような形の文章になっていたのではないかと思います。

少しその点について読ませていただきますと、県議会の文章につきましては、「国に対して、核兵器禁止条約への署名と批准に向けた建設的な議論を進めることを要望する」というふうな文章になっておりました。

私も政府の立場、置かれている立場というのも、それなりに分からなくもないところもございまして。文章がこういった形であれば、私も賛同していきたいなと思うところもあるんですけども、その辺につきまして、山口様の御所見、こういった形でも大丈夫なのかどうか、その辺の意見書の内容についても、少しお聞かせをいただけたらとは思いますが、よろしいでしょうか。

◎北村勝委員長

山口さん。

●山口詔利参考人

この意見書の例文は、私どものほうの気持ちを伝える意味で、率直に書かせていただきました文書でございます。その内容につきましては、やはり、あのいろいろな関係もございまして、伊勢市議会のほうにですね、一任させていただきたいと思えます。

この文面が強いのか、弱ければ通るのか、そのあたりはちょっと私どものほうでも判断つきかねますので、文面の内容についてはお任せしたいと思っております。

○吉岡勝裕委員

どうもありがとうございました。以上で終わります。

◎北村勝委員長

ありがとうございました。他に御発言はございませんか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

他に御発言もないようですので、請願提出者に対するの質疑は終わります。

ただ今、請願提出者から説明いただきました請願趣旨については、審査に反映してまいりたいと思えます。

以上で、請願提出者は、御退席願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。
どうもありがとうございました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時39分
再開 午後 1 時40分

◎北村勝委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。「平成31年請願第1号」について、いかがに取り扱いますか。
井村委員。

○井村貴志委員

今、吉岡委員のおっしゃられたようにですね、言葉が、非常に政府批判が強いように感じますので、もう少しやわらかい言葉で、被爆者の皆さんの気持ちは重々わかるのですが、今の安全保障は核があって、アメリカのですね、傘下にあるというようなことの中で、日本も非常に苦勞されている。そこは分かりながらのお話だと思うので、まあ、大枠では皆さんないほうがいい、これはもう大ごとにとることやないと思うのですが、今の現状を見るとですね、日本の生命と安心、安全を確保しようと思うと今の状態で苦勞されたのが政府かなというふうに思いますので、お言葉の、この文章の書き方がもっとやわらかいほうがいいのかなという感じはしました。以上です。

◎北村勝委員長

ありがとうございます。

今、討論という形の意見をいただいたという形で。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

西山委員。

○西山則夫委員

請願の扱いについてということで、委員長から冒頭言われましたので、私も紹介議員の一人として、この請願は、被爆者の方々の74年間の思いを一刻も早くというお言葉で言われました。私もそのとおりだというふうに思います。

我々伊勢市議会、伊勢市も平成18年の7月11日の議会におきまして、非核平和都市宣言をやっております。

その中には明確に核兵器の廃絶を求めるという文章のくだりがあるわけです。

ましてや、私も議会として、あるいは伊勢市の行政の、教育委員会も含めてですね、毎年8月6日には、中学生の代表各校2名が広島の平和集会に行って、そこで核兵器の恐ろしさ、そして、各兵器をなくしていくということ、これまで長年そういう経験を積んで、彼らは勉強してまいりました。

我々議会としてもそういったことを踏まえてですね、やはり核兵器を廃絶、なくしていくという気持ちをさらに再確認する必要があるように思いますので、私は請願人の意を酌んで、やはりこの請願を採択すべしということで、お諮りをいただくようお願いを申し上げます。

◎北村勝委員長

他に討論はございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

先ほど、西山委員から御意見いただきましたけども、私ども、今回、請願人に関して、思いもあってということは、非常によくわかる請願であると思います。

ただ、国のほうの考え方もあってですね、そこら辺が県議会のほうでは、ちょっと言葉の文言をやわらかくした部分があるということ、これも分かっております。

ただですね、請願についてはですね、国の外交に関するところを地方議会で、これは総務省からもお達しが出とるわけですけど、それを言うともうこの北方領土の問題とかそういうことが全部市議会に請願を出されるということもあってですね、できる限り、今回は、それでいいと思います。例えばT P Pがあった時もそうです。100歩譲ってT P Pの場合は、農業従事者とかそういう方がたくさんおってですね、やっぱりそういう声も上がっておる。それは、地方議会のやっぱり利益に準ずるといふようなところで、請願はあれなんですけど、やっぱり、地方議会では、なじまないというふうに私は思っております。

ただ今回は、請願人さんが、被災者側の方が見えたんで、認めていきたいと思っておりますけど、ただ、先ほどの意見があったように、文言に関しては、少し譲歩していただきたい、そのように思います。

◎北村勝委員長

他に発言はございませんか。

副委員長。

○吉井詩子副委員長

私、今回、原爆の被爆者の方から提出されたということが大変重みのあることだと思っております。

それで、この核兵器禁止条約に対しましては、各国の考え方というものが、核保有国と非保有国の間で、また依存国の間で隔たりがあるということが現状であると思います。

日本も、大変難しい立場の中ではありますが、唯一の被爆国として軍縮を進めていくために、リーダーシップをとらなければならないと思います。

そこで、真の橋渡しをするために条約への署名、批准については、核保有国や依存国の賛同を得ながら、丁寧に段階的に進めていくことが必要であると思いますので、今回は、そのために、国で丁寧な議論を進めるように意見書を提出することを望みたいと思います。以上です。

◎北村勝委員長

はい。どうもありがとうございました。

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「平成31年請願第1号 核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める請願」については、採択すべしと決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

◎北村勝委員長

起立全員であります。よって、「平成31年請願第1号」は、採択すべしと決定いたしました。

なお、意見書案の作成については、付託案件の審査終了後に行います。

それではよろしくお願いいたします。

当局入れかえのために暫時休憩いたします。

休憩 午後1時46分

再開 午後1時48分

【議案第11号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）（総務政策委員会関係分）】

◎北村勝委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に「議案第11号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の34ページをお開きください。

款1 議会費を款一括で御審査願います。

御発言はありますか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言はないようですので、款1 議会費を終わります。

次に36ページをお開きください。

36ページから55ページの款2 総務費を款一括でご審査願います。

なお、当委員会の審査から除かれるのは、44ページの項1 総務管理費、目23 交通対策費です。

御発言はありますか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、款2総務費の当委員会関係分の審査を終わります。
次に68ページをお開きください。
款3民生費、項5人権政策費を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、款3民生費、項5人権政策費の審査を終わります。
次に104ページをお開きください。
104ページから107ページの款10消防費を款一括で御審査願います。
なお、当委員会の審査から除かれるのは、106ページの項1消防費、目4水防費です。
御発言はありませんか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、款10消防費の当委員会関係分の審査を終わります。
次に、128ページをお開きください。
款13公債費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、款13公債費の審査を終わります。
以上で、歳出の審査を終わります。
次に14ページにお戻りください。
14ページから33ページの歳入の審査を一括でお願いします。
御発言はありませんか。
品川委員。

○品川幸久委員

歳入一括ってということなんで、寄附金のところで、ふるさと応援寄附金をちょっとお伺いしたいと思います。

このところで2,000万円ぐらいの増額となってます。ちょっと理由のほうを教えてくださいたいと思います。どういう影響があったのかということ把握しておれば。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

ふるさと応援寄附金ということですが、今年度におきましては、具体的にはですね、新たな品も提示をさせていただいたということですが、例えば、こんなのもお話をさせていただきましたが、具体的に申し上げますと、角屋ビール様の商品がで

すね、日本経済新聞のランキングに掲載されて、それ以降急激にお申し込みをいただいておりますということと、あと、宿泊でございますけれども、これ総務省のほうからいろいろ指摘がありました。指摘がない範囲で割と高額の設定をさせていただいた、そういったところに結構お申し込みもいただいたりしております。

それと、結果はまだあれですけれども、クラウドファンディングというような取り組みもさせていただきました。そういった中で、総合的に寄付額が上がったというふうに分析しております。

以上でございます。

◎北村勝委員長

品川委員。

○品川幸久委員

ありがとうございます。伊勢市は総務省の方針に沿って、ふるさと応援寄附金をやっておりますということで理解はしております。

ただですね、これはいただくばかりで、伊勢市の人が他のところにふるさと応援寄附金をするということがあると思うんですけど、これ控除額であらわれてくると思うんですけど、30年度は決算がまだなんですけど、29年度の決算額でいいんで、ちょっと数字を教えてくださいませんか。

◎北村勝委員長

課税課長。

●世古口課税課長

委員がおっしゃいますように、伊勢市の市民がふるさと応援寄附金をすることによって、市民税の控除があるわけでございますけれども、29年度につきましては、1,669の方が伊勢市を含む、分けることができませんので、その方たちが伊勢市に寄付をしてもですけれども、1億6,328万9,000円、寄附金額をいたしまして、控除額といたしましては6,925万ということでございます。以上でございます。

◎北村勝委員長

品川委員。

○品川幸久委員

ありがとうございます。控除額としては6,925万っていうことが、今ちょっと御報告いただいたわけなんですけど、6,000万の実入りがあって、6,900万が出ておると。

それに対して歳出は、予算の数字しかちょっと覚えてないんですけど、4,000万ぐらいの歳出があったということで、考えてみると、マイナスが多いんかなっていうふうになってしまうわけなんですけど。その点、どうでしょう。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

確かにすべてをプラスマイナスすると、今おっしゃられたとおりでございますが、ただ、寄附金で出ていった分に関しましては、この中の75%相当が、交付税措置をされるというふうなことも伺っておりますので、確かに微妙なところにはございますので、さらにこれがマイナスにならないように、取り組みを進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎北村勝委員長

品川委員。

○品川幸久委員

マイナスにならないようにやっていただきたいと思います。

それとですね、一つの効果としては、ふるさと納税の品物によってですね、そういうところの商売のほうでも、多少なりともプラスの影響はあるのかなと思います。

これからなんですけど、いろんなところの商品をというようなところより、私は思っているのはやっぱり、伊勢っていうところをちょっと非常に上手にもっとPRをしてですね、そういう心の部分というところが非常に大事かなと思うんで、その点だけちょっと、一つお答えだけいただいて終わっておきたいと思います。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

ありがとうございます。現在もなるべく伊勢らしいということで、商品と申しますか返品品のほうは選んでおりますが、おっしゃられたことを十分踏まえまして、例えば返品品、物であったり、お越しいただいて、滞在というんでしょうか、そういった中で満喫していただくようなものっていうのをこれから、そのあたり力を入れてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎北村勝委員長

品川委員。

○品川幸久委員

ごめんなさいね。ちょっとニュアンスが違う。私が言うのは、品物とかそんなんじゃないかって、伊勢市はいいところやねと言うて、ぜひとも応援してあげたいなというところの気運を高めてくれと、こういうふうに言ったんで、もう一回だけ答弁ください。

◎北村勝委員長
情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事
失礼いたしました。その点を十分配慮して進めさせていただきたいと思います。

◎北村勝委員長
よろしいですか。
他に御発言はございませんか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長
他に御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。
次に1ページにお戻りください。条文の審査に入ります。
条文の審査は、条文一括でお願いします。御発言はありませんか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長
御発言もないようですので、条文の審査を終わります。
以上で「議案第11号中、総務政策委員会関係分」の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長
ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第11号 平成30年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、総務政策委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長
御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第21号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について】

◎北村勝委員長
次に条例等議案書をお開きください。

1ページから86ページの「議案第21号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

◎北村勝委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回、施設使用料は含まれてないということで、非常に残念ですが、何点かにわたりまして、お尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、この使用料の算出にあたりましてですね、統一性がないように思われますので、まずお尋ねをしたいと思うんですが、この新たな使用料の算出方法ですね、どのように計算をされたのか、まずそこを教えていただけないですか。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

お答え申し上げます。今回8%から10%に引き上げということで、直近といたしましては、5%から8%に引き上げた、これが26年4月からでございますが、その際に原価のほうを出しておりますので、その原価に今回の消費税分10%を上乗せさせていただいたということでございます。以上でございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

その原価というものは、各課で把握をされておるのか、また包括的にどこかで管理されとるのか、その辺はいかがですか。

◎北村勝委員長

情報戦略局参事。

●辻情報戦略局参事

一応、基本的に各課のほうで管理をされておるところでございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それではですね、法制担当部署、総務課になろうかと思うんですが、今回の改正条例、これを審査する中で、今提示をいただいております新たな使用料のチェックそのものはどのような形でされてきたのか、お教え願えないですか。

◎北村勝委員長

総務課長。

●中川総務課長

今回の改正に当たって、企画調整課のほうで全庁的に照会をかけて取りまとめをいただいて、そこでまた、まとまったものをそれぞれで条文化して、それをまた取りまとめていただいたものを総務課のほうへ送っていただいて、総務課のほうで条文の改め文のチェック、そういうものをさせていただいております。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。少しですね、気になる部分がありますので、それぞれ新たな使用料の設定につきましてお聞かせを願いたいと思うんですが、29ページ以降にですね、参考として添付をしていただいております改正前と改正後の資料で少しお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、29ページに公民館使用料の関係があるんですが、その中で大会議室の部分、一番右ですね、5,140円から5,230円に改められておるんですが、ここの原価というのはいくらになるんですかね。

◎北村勝委員長

社会教育課長。

●岩村社会教育課長

ちょっとお待ちください。大会議室ですね、二見ですね。

◎北村勝委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時2分

再開 午後2時2分

◎北村勝委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

社会教育課長。

●岩村社会教育課長

すいませんでした。原価ですが、4,762円でございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

4,762円に今回の10%ですね、1.1かけた場合にいくらになりますか。

◎北村勝委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時3分

再開 午後2時3分

◎北村勝委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

社会教育課長。

●岩村社会教育課長

恐れいります。5,238円でございますので、10円未満は切り捨てということで、5,230円になります。以上です。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

10円切り捨てですか。

◎北村勝委員長

社会教育課長。

●岩村社会教育課長

切り捨てでございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

私、切り捨てと思ってなかったもので、全然変わってきたんですが、もう一点ですね、この一番下の1,740円から1,780円に上げていただいておりますが、ここの原価というのはいくらになりますか。

◎北村勝委員長

社会教育課長。

●岩村社会教育課長

原価はですね、1,620円になります。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

わかりました。ありがとうございます。

それとですね、ちょっと45ページをごらんになっていただきたいと思うんですが、体育施設です。その46ページの倉田山公園野球場があるんですが、ここの附属設備、屋内練習場ほかずっとあるんですけど、200円から500円まで設定をされておるんですが、こちらのほうは、消費税そのものの改定に伴って引き上げはないんでしょうか。

○鈴木豊司委員

スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

失礼いたします。今回、ダイムスタジアム伊勢の部分につきましても同様に改定のほうの金額の算出させていただいております。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

金額に変更がないんですけど。

○鈴木豊司委員

スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

今200円の部分を議員御質問いただいたかと思えます。

倉田山公園野球場につきましては、まず基本的な考え方といたしまして、新しく平成26年4月1日に倉田山公園のほうの野球場のほうが運用されておりまして、そのときに料金改定のほうを行っております。

原価計算するに当たりましては、8%のときの金額から割り戻して計算をしておりますので、他の施設と原価が異なっている関係で、今回1.1を掛けましても、金額は変わらなかった部分があるということで御理解賜りたいと思えます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

同様にですね、50ページの市民武道館、武道館の冷暖房設備使用料、これは200円なんですけど、こちらの変更がないのは、何か理由はあるんですか。

○鈴木豊司委員

スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

こちらのほうの施設でございますが、施設の冷暖房の使用につきましては、コイン式のものを利用しております。使用時には100円硬貨のみが対応となっておりますので、10円の硬貨が使用できない状況になっておりまして、例外的措置を適用させていただきまして、200円を据え置きという形で対応させていただいております。以上でございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

そのコイン式の器具は10円単位を使えるようにするには、機種を変更するには、相当経費がかかるのですか。

○鈴木豊司委員

スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

経費の算出につきましては、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、一定の金額はかかるものということで判断をさせていただいております。以上でございます。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

いろいろとすいません。それとですね、62ページなんですけど、廃棄物の減量及び適正処理の部分で、許可手数料、こちらのほうは全くいらってないんですけど、そこらはなぜですかね。

◎北村勝委員長

環境生活部参事。

● 出口環境生活部参事

許可手数料につきましては、前回5%のときもですね、該当せずにやらせていただきましたので、同額でいっております。以上でございます。

◎ 北村勝委員長

鈴木委員。

○ 鈴木豊司委員

該当せずというどういう意味でしょうか。

◎ 北村勝委員長

該当せずということで、ちょっともう一度確認だけ、答弁だけお願いします。
環境生活部参事。

● 出口環境生活部参事

該当せずというかですね、手数料につきましては、内税、入っているという形で考えておりますので、変更せずという形で思っております。以上でございます。

◎ 北村勝委員長

鈴木委員。

○ 鈴木豊司委員

次に63ページの墓地の関係なんですが、墓地使用料はどうか。墓地使用料は料金そのままなんです。

◎ 北村勝委員長

環境課長。

● 古布環境課長

墓地使用料も消費税のほうの非課税になるということで改定しておりません。以上です。

◎ 北村勝委員長

鈴木委員。

○ 鈴木豊司委員

ありがとうございます。それとあとですね、今回この中に上がっていない条例なんです、離宮の湯条例がございます。そちらのほうは全く手をつけてもらってないんです。

ど、それはなぜでしょうか。

◎北村勝委員長

小俣総合支所長。

●水谷小俣総合支所長

料金につきましては、市内銭湯の影響を考慮し、指定管理者と協議の上で、浴場組合と同額とさせてもらってます。普通浴場、いわゆる銭湯の料金ですけども、これはスーパー銭湯などとは違い、物価統制令で各都道府県ごとに知事が定めているものです。

今回、浴場組合に確認をしましたところ、現在、消費税の関係の料金改定の案は出ていないということで据え置きをさせていただきました。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。それと宇治の駐車場の料金の変更がないんですけど、この部分はいかがでしょう。

◎北村勝委員長

交通政策課長。

●小林交通政策課長

市営宇治駐車場の料金の支払いでございますが、これはコイン式、機械式のゲートで精算をしてもらっております。

現在、100円単位での料金設定になっておりまして、支払ってもらう方の利便性を考えた上で、現行の料金体系で据え置くことといたしております。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

あと、下水道の関係なんですけど、下水道の受益者負担の部分と、中村会館、こちらのほうも変更がありませんので、その辺の御説明をいただけますか。

◎北村勝委員長

上下水道総務課長。

●成川上下水道総務課長

まず、受益者負担金について説明させていただきます。受益者負担金の取り扱いにつきましては、国税庁のほうから消費税基本通達というのが出されておりました、その中で、受益者から受ける負担金については、消費税がかからない不課税収入とすることが認められております。それによりまして当市におきましても受益者負担金に消費税はかけていない状況でございますので、今回は対象外というふうに考えております。

もう一点の中村会館でございます。中村会館の利用料金につきましては、伊勢市中村会館条例で上限額を3,000円と規定をしております。

それに対しまして、現在の料金につきましては目的等によって何段階か分かれておりますが、一番高い料金が2,000円でありまして、今回の消費税の増税2%分を転嫁しても、限度額の3,000円を超えることはないということで、今回、条例改正を行わなかったものでございます。以上です。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

条例改正を行わなかった理由というのは理解をさせていただきました。ただですね、上限3,000円の中で、指定管理者さんが料金設定されると思うんですけど、その辺の、今回の趣旨というものは指定管理者のほうへお伝えもいただきたいなど、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それとですね、最後ですが、これ、今回45本の条例を改正いただいておりますが、これ、規則で改正する部分も出てくるんですか。

◎北村勝委員長

総務課長。

●中川総務課長

関係の条例の施行規則とかあるんですけども、冷暖房料とか、そういうあたりが規則のほうで定めているのもありますので、そちらについてさせていただく予定でおります。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。最後ですが、先ほどですね、当局お答えいただいた中でコイン式のもの2カ所出てきたんですかね、ただ、コイン式で対応できないというのはちょっと問題があるのかな、将来的には問題があるのかなというふうに思いますので、その点は一度また御検討いただきたいなというふうに思います。それでよろしく願いしたいとします。

◎北村勝委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

他に発言もないようですので、以上で「議案第21号」の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第21号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第22号 伊勢市行政組織条例の一部改正について】

◎北村勝委員長

次に、87ページをお開きください。

87ページから91ページの「議案第22号 伊勢市行政組織条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

◎北村勝委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回の改正ですと、総務部所管の情報化推進、その全般を切り離して、システムの整備と管理はそのまま総務に残してですね、情報化の推進のみ情報戦略局のほうに移管をされております。

私は先の一般質問、あるいは予算特別委員会のほうでも申し上げたんですが、この業務の一極集中というものが、事務事業の推進の障害になってくるんじゃないかというようなことも申し上げました。

そこでお尋ねをさせていただくんですけど、現在ですね、行政情報化の企画調整に関することにつきましては、総務課の情報推進係が担ってもらっておってですね、それまでに培ってきました情報に関するノウハウというようなものは、相当蓄積をされてきておるのかなというふうに思っております。

そのような状況にありながら、なぜ今この情報化の推進のみ切り離して、情報戦略局

のほうへ移す必要があるのか、非常に疑問を感じますので、そのあたりのお考えを示していただきたいと思います。

◎北村勝委員長
職員課副参事。

●上田職員課副参事

委員仰せのとおりですね、今回の条例改正によりまして、総務課では、行政情報システム、それから住民情報システムとインターネット情報システムなどの管理運営、そちらを行っていきます。

それから、戦略局につきましては、今後のですね、各職場がICT、これをですね、進めていくように指導調整を行っていくということになりますけれども、双方でこの辺連携しながら進めていきたいと考えております。

またですね、将来的にはICT、こちらの進捗度合いによってですね、業務の効率化も考えてですね、ICTの推進係、それから総務の電算部門、こちらの統合も検討していきたいと考えております。以上でございます。

◎北村勝委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、はいわかりました。それと今回の改正に伴いまして、事務分掌規則の範疇になってくるのかなと思うのですが、関連しますそれぞれの課での体制であったり、また、人員配置等々につきましてはですね、どのように考えておられるのか、その点だけお聞かせいただけますか。

◎北村勝委員長
総務部参事。

●西山総務部参事

人員配置と組織、機構ということになろうかと思えます。今回の改正にかかわらず、改正のたびにですね、毎年各所属からどういった業務を担っていただくのか、それにはどれくらいの人員がいるのか、またどういった方法で事業を進めていくのか、そういったことをきちっと丁寧にヒアリングをさせていただいております。

そのような中でですね、優先度、それから委託の検討であったりとか、職員配置のことも含めて、その都度検討させていただいて、人員配置も当然新しい組織であれば、そのミッションをきちっと担っていけるような、そういった組織体制を構築するように努めていると、こういう考え方でつくっております。以上です。

◎北村勝委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

他に御発言もないようですので、以上で「議案第22号」の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第22号 伊勢市行政組織条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第25号 伊勢市職員給与条例の一部改正について】

◎北村勝委員長

次に、107ページをお開きください。

107ページから109ページの「議案第25号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で議案第25号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第25号伊勢市給与を職員給与条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第32号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について】

◎北村勝委員長

次に138ページをお開きください。

138ページから142ページの「議案第32号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で「議案第32号」の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第32号 鳥羽市との定住自立圏形成協定の変更について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第33号 志摩市との定住自立圏形成協定の変更について】

◎北村勝委員長

次に143ページをお開きください。

143ページから147ページの「議案第33号 志摩市との定住自立圏形成協定の変更について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で「議案第33号」の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第33号 志摩市との定住自立圏形成協定の変更について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第34号 度会町との定住自立圏形成協定の変更について】

◎北村勝委員長

次に148ページをお開きください。

148ページから154ページの「議案第34号 度会町との定住自立圏形成協定の変更について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で「議案第34号」の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第34号 度会町との定住自立圏形成協定の変更について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第35号 大紀町との定住自立圏形成協定の変更について】

◎北村勝委員長

次に155ページをお開きください。

155ページから159ページの「議案第35号 大紀町との定住自立圏形成協定の変更について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で「議案第35号」の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第35号 大紀町との定住自立圏形成協定の変更について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第36号 南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について】

◎北村勝委員長

次に160ページをお開きください。

160ページから166ページの「議案第36号 南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、以上で「議案第36号」の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第36号 南伊勢町との定住自立圏形成協定の変更について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。
以上で付託案件の審査は終わりました。
お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【核兵器禁止条例での条約への日本政府の署名と批准を求める意見書案】

◎北村勝委員長

それでは、先ほど採択すべしと決定いたしました「平成31年請願第1号 核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める請願について」、意見書の提出を求めるものであります。

本請願が本会議で採択されました場合は、請願に係る意見書の提出が必要となってまいります。意見書案について御審査を願います。

なお、本会議で請願が採択された場合、意見書案は、委員会名または賛成者の連名で提出いたしたいと思っております。

委員長において、文案を用意しておりますので、書記に配付をさせます。御一読いただきたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時25分

(意見書案配布)

再開 午後2時27分

◎北村勝委員長

休憩を閉じ会議を再開いたします。

配付いたしました「核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書案」を御審査願います。

御発言はございませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

先ほど、請願提出者の山口様にいろいろと説明を聞かせていただきましたけれども、こういう文章でもいいということも先ほど少しお話をさせていただきました。

県議会でも、こういった形と、下のところは同じ文章となっておりますけれども、基本的に、基本的にと申しますか、これで意見書案としては、よろしいのではないかというふうに思います。以上です。

◎北村勝委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

「核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書案」は、文案のとおり決定することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定されました。

【行政視察について】

◎北村勝委員長

次に「行政視察について」を御協議願います。

本件につきましては、2月14日の総務政策委員協議会におきまして、6月定例会前の実施を決定し、日程、視察先及び視察項目については正副委員長に御一任いただいているものであります。

日程については、5月21日火曜日から23日木曜日の3日間を予定したいと思っております。

視察項目については、「防災対策に関する事項」、「自治体業務の効率化に関する事項」、「シティプロモーションに関する事項」とし、視察先については、「防災対策に関する事項」は、岡山県倉敷市、「自治体業務の効率化に関する事項」は、島根県松江市、「シティプロモーションに関する事項」は、鳥取県鳥取市で調整中でございます。

本件について御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですのでお諮りいたします。

視察項目の「自治体業務の効率化に関する事項」及び「シティプロモーションに関する事項」については、議長に閉会中の継続審査の申し出をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしましたので、議長に申し出をいたします。

詳細が決まり次第、委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で御審査願います案件はすべて終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を、閉会いたします。

閉会 午後 2 時30分

上記署名する。

平成31年 3 月19日

委 員 長

委 員

委 員